

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月28日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第42号

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例(昭和48年鳥取市条例第48号)

の一部を次のように改正する。

別表第1項を次のように改める。

1 鳥取市民体育館利用料金

(1) 専用利用

区分				時間		
				午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時
メ イ ン ア リ	入場料 金等を 徴収し ない場 合	アマチ ュアス ポーツ	一般	1時間につき 1,200円	1時間につき 1,200円	1時間につき 1,800円
			高校生以 下、高齢 者	1時間につき 600円	1時間につき 600円	1時間につき 900円

一 ナ			障害者等	無料	無料	無料
		アマチ ュアス	営利目的 以外	1時間につき 6,000円	1時間につき 6,000円	1時間につき 9,000円
		ポーツ 以外	営利目的	1時間につき 12,000円	1時間につき 12,000円	1時間につき 18,000円
	入場料 金等を	アマチュアスポー ツ		1時間につき 3,000円	1時間につき 3,000円	1時間につき 4,500円
	徴収す る場合	アマチ ュアス	営利目的 以外	1時間につき 12,000円	1時間につき 12,000円	1時間につき 18,000円
		ポーツ 以外	営利目的	1時間につき 24,000円	1時間につき 24,000円	1時間につき 36,000円
サ ブ ア リ 一 ナ	入場料 金等を 徴収し ない場 合	アマチ ュアス	一般	1時間につき 500円	1時間につき 600円	1時間につき 800円
		ポーツ	高校生以 下、高齢 者	1時間につき 250円	1時間につき 300円	1時間につき 400円
			障害者等	無料	無料	無料
		アマチ ュアス	営利目的 以外	1時間につき 2,500円	1時間につき 3,000円	1時間につき 4,000円
		ポーツ 以外	営利目的	1時間につき 5,000円	1時間につき 6,000円	1時間につき 8,000円
	入場料 金等を	アマチュアスポー ツ		1時間につき 1,250円	1時間につき 1,500円	1時間につき 2,000円
徴収す る場合	アマチ ュアス	営利目的 以外	1時間につき 5,000円	1時間につき 6,000円	1時間につき 8,000円	

		スポーツ 以外	営利目的	1時間につき 10,000円	1時間につき 12,000円	1時間につき 16,000円
研 修 室	入場料 金等を 徴収し ない場 合	アマチ ュアス	一般	1時間につき 500円	1時間につき 600円	1時間につき 800円
		スポーツ 以外	高校生以 下、高齢 者	1時間につき 250円	1時間につき 300円	1時間につき 400円
	障害者等			無料	無料	無料
		アマチ ュアス	営利目的 以外	1時間につき 2,500円	1時間につき 3,000円	1時間につき 4,000円
		スポーツ 以外	営利目的	1時間につき 5,000円	1時間につき 6,000円	1時間につき 8,000円
	入場料 金等を 徴収す る場合	アマチュアスポ ーツ			1時間につき 1,250円	1時間につき 1,500円
アマチ ュアス		営利目的 以外		1時間につき 5,000円	1時間につき 6,000円	1時間につき 8,000円
スポーツ 以外		営利目的		1時間につき 10,000円	1時間につき 12,000円	1時間につき 16,000円
会 議 室	一般			1時間につき 400円	1時間につき 400円	1時間につき 400円
	高校生以下、高齢者			1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 200円
	障害者等				無料	無料
	営利目的			1時間につき 4,000円	1時間につき 4,000円	1時間につき 4,000円

ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	入場料 金等を 徴収し ない場 合	アマチ ュアス ポーツ	一般	1時間につき 1,000円	1時間につき 1,000円	1時間につき 1,000円	
			高校生以 下、高齢 者	1時間につき 500円	1時間につき 500円	1時間につき 500円	
			障害者等	無料	無料	無料	
		アマチ ュアス ポーツ 以外	営利目的 以外	1時間につき 5,000円	1時間につき 5,000円	1時間につき 5,000円	
	営利目的 以外		1時間につき 10,000円	1時間につき 10,000円	1時間につき 10,000円		
	入場料 金等を 徴収す る場合	アマチュアスポ ーツ		1時間につき 2,500円	1時間につき 2,500円	1時間につき 2,500円	
		アマチ ュアス ポーツ 以外	営利目的 以外	1時間につき 10,000円	1時間につき 10,000円	1時間につき 10,000円	
			営利目的 以外	1時間につき 20,000円	1時間につき 20,000円	1時間につき 20,000円	
	フットサル場				1時間につき 1,000円	1時間につき 1,000円	1時間につき 1,000円
	スケートボード場				1時間につき 300円	1時間につき 300円	1時間につき 300円
備考							
1 1時間未満は、1時間とする。							
2 「入場料金等」とは、入場料その他これに類する料金をいい、入場料金等を徴収する場合の利用料金は、次の額を加算した額とする。							
(1) アマチュアスポーツの場合は、最高の入場料金等に100を乗じて得							

た額

- (2) アマチュアスポーツ以外の場合は、最高の入場料金等に150を乗じて得た額
- 3 アマチュアスポーツ（入場料金等を徴収しない場合に限る。）で連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 4 日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）の場合の利用料金は、入場料金等を徴収する場合に限りこの表に定める額の2割増の額とする。
- 5 メインアリーナの一部を専用利用する場合の利用料金は、利用の割合に応じた額とする。
- 6 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 7 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 8 「高校生以下」とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者をいう。
- 9 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 10 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 11 この表に定めのない時間に利用する場合の利用料金の額は、午前9時以前に繰り上げて利用する場合は午前9時～正午の利用料金と同額とし、

午後 10 時以降に延長して利用する場合は午後 5 時～午後 10 時の利用料金と同額とする。

(2) 個人利用

区分		利用料金	
ランニング コース	一般	2 時間につき 70 円	
	高校生以下、高齢者	2 時間につき 30 円	
	障害者等	無料	
フットサル 場	一般	2 時間につき 200 円	
	高校生以下、高齢者	2 時間につき 100 円	
	障害者等	無料	
スケートボ ード場	一般	2 時間につき 100 円	
	高校生以下、高齢者	2 時間につき 50 円	
	障害者等	無料	
トレーニン グ グループ	一般	1 回券	2 時間につき 250 円
		回数券 (11 回分)	1 回 2 時間につき 2,500 円
		定期券 (1 か月)	1 日 1 回 2 時間につき 2,300 円
	中学生及び高校 生	1 回券	2 時間につき 120 円
		回数券 (11 回分)	1 回 2 時間につき 1,200 円
		定期券 (1 か月)	1 日 1 回 2 時間につき 1,100 円
	障害者等		無料
	備考		

- 1 2時間未満は、2時間とする。
- 2 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 3 「高校生以下」とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者をいう。
- 4 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 5 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 6 「中学生及び高校生」とは、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者をいう。
- 7 ランニングコースを日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が利用する場合は、無料とする。

別表第2項の表備考に次の1項を加える。

- 10 この表に定めのない時間に利用する場合の利用料金の額は、午前9時以前に繰り上げて利用する場合は午前9時～正午の利用料金と同額とし、午後10時以降に延長して利用する場合は午後5時～午後10時の利用料金と同額とする。

別表第5項の表備考に次の1項を加える。

- 9 この表に定めのない時間に使用する場合の使用料の額は、午前9時以前に繰り上げて使用する場合は午前9時～午後5時の使用料と同額とし、午後10時以降に延長して使用する場合は午後5時～午後10時の使用料と同額とする。

別表第6項の表備考に次の1項を加える。

9 この表に定めのない時間に使用する場合は使用料の額は、午前9時以前に繰り上げて使用する場合は午前9時～午後5時の使用料と同額とし、午後10時以降に延長して使用する場合は午後5時～午後10時の使用料と同額とする。

別表第8項の表備考に次の1項を加える。

9 この表に定めのない時間に使用する場合は使用料の額は、午前9時以前に繰り上げて使用する場合は午前9時～午後5時の使用料と同額とし、午後10時以降に延長して使用する場合は午後5時～午後10時の使用料と同額とする。

(鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号の表備考に次の1項を加える。

9 この表に定めのない時間に利用する場合の利用料金の額は、午前9時以前に繰り上げて利用する場合は午前9時～午後5時の利用料金と同額とし、午後10時以降に延長して利用する場合は午後5時～午後10時の利用料金と同額とする。

別表第2第1項の表備考に次の1項を加える。

9 この表に定めのない時間に利用する場合の利用料金の額は、午前9時以前に繰り上げて利用する場合は午前9時～午後5時の利用料金と同額とし、午後10時以降に延長して利用する場合は午後5時～午後10時の利用料金と同額とする。

(鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例(平成7年鳥取市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第5項の表備考に次の1項を加える。

4 この表に定めのない時間に利用する場合の利用料金の額は、午前9時以前に繰り上げて利用する場合は午前9時～午後5時の利用料金と同額とし、午後9時以降に延長して利用する場合は午後5時～午後9時の利用料金と同額とする。

(鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考に次の1項を加える。

10 この表に定めのない時間に利用する場合の利用料金の額は、午前9時以前に繰り上げて利用する場合は午前9時～正午の利用料金と同額とし、午後10時以降に延長して利用する場合は午後5時～午後10時の利用料金と同額とする。

別表第2第1項の表備考に次の1項を加える。

9 この表に定めのない時間に利用する場合の利用料金の額は、午前8時30分以前に繰り上げて利用する場合は午前8時30分～午後5時の利用料金と同額とし、午後10時以降に延長して利用する場合は午後5時～午後10時の利用料金と同額とする。

別表第3備考に次の1項を加える。

8 この表に定めのない時間に利用する場合の利用料金の額は、午前9時以前に繰り上げて利用する場合は午前9時～正午の利用料金と同額とし、午後10時以降に延長して利用する場合は午後5時～午後10時の利用料金と同額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第1条中別表第1項の改正規定 令和5年6月1日

(経過措置)

- 2 この条例（第1条中別表第1項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた使用又は利用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前までになされた使用又は利用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
- 3 第1条による改正後の別表第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる日以後の利用に係る利用料金について適用する。